

4. 子ども

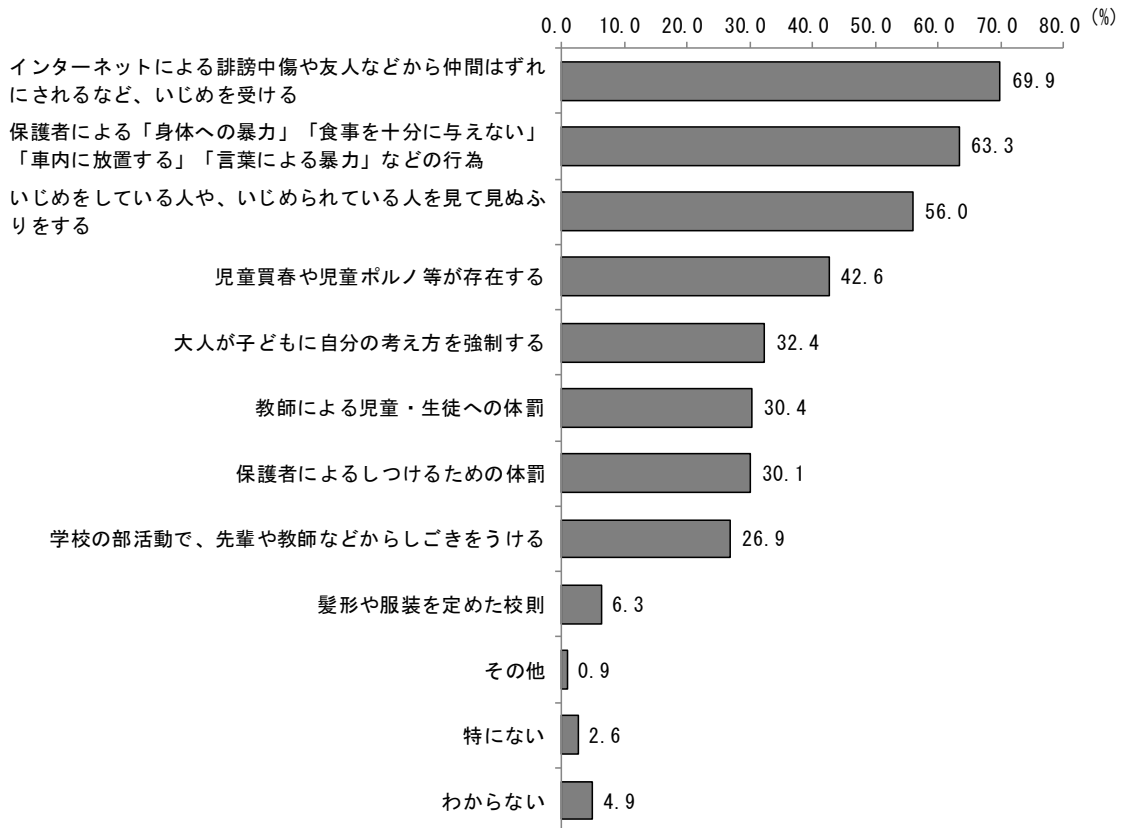
(1) 子どもに関する人権上の問題点

問4-1 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
3. 保護者によるしつけるための体罰
4. 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
5. 大人が子どもに自分の考え方を強制する
6. 教師による児童・生徒への体罰
7. 髪型や服装を定めた校則
8. 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
9. 児童買春や児童ポルノ等が存在する
10. その他（具体的に ）
11. 特にない
12. わからない

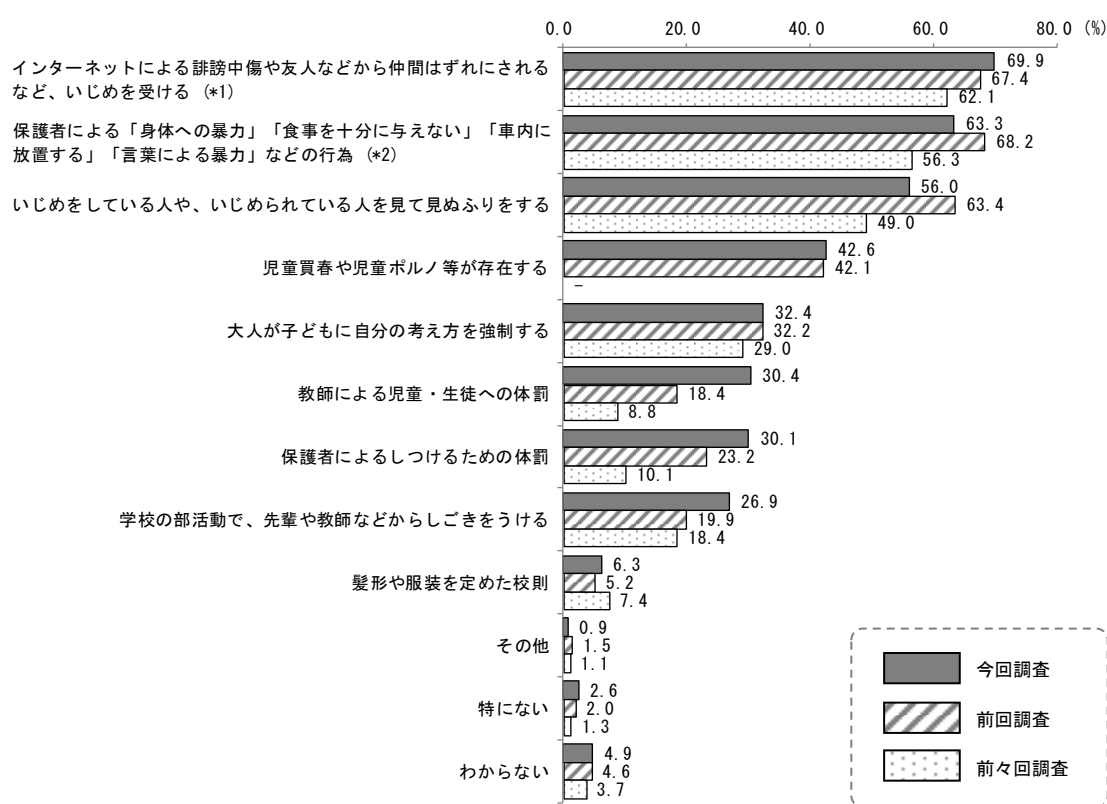
図4-1 子どもに関する人権上の問題点（％）



子どもに関する人権上の問題点については、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が69.9%で最も高く、次いで「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」が63.3%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が56.0%となっている。

「その他」の記述としては、「教師の考え方を押し付ける行為」「子どもの個性を尊重しない大人の態度」などがあつた。

図 4-2 子どもに関する人権上の問題点 (%) [過去調査との比較]



*1 「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」は、前回・前々回調査「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」との比較。

*2 「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」は、前々回調査「保護者による子どもへの虐待」との比較。

* 前々回調査の回答条件は【3つまで○】。

前回、前々回調査と比較すると、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」や「大人が子どもに自分の考え方を強制する」の割合は増加してきている。

また、前回調査より、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」や「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」の割合は減少している。

表 4-3 子どもに関する人権上の問題点【性別】 (%)

| | 男性 | | | 女性 | | |
|---|------|------|-------|------|------|-------|
| | 今回調査 | 前回調査 | 前々回調査 | 今回調査 | 前回調査 | 前々回調査 |
| インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける | 70.7 | 67.9 | 63.0 | 69.7 | 69.1 | 61.3 |
| 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為 | 59.5 | 66.5 | 53.2 | 66.4 | 71.9 | 59.5 |
| いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする | 55.5 | 63.6 | 54.1 | 56.2 | 64.9 | 45.3 |
| 児童買春や児童ポルノ等が存在する | 39.1 | 37.4 | - | 45.8 | 47.1 | - |
| 大人が子どもに自分の考え方を強制する | 30.9 | 29.1 | 28.0 | 33.4 | 35.7 | 29.7 |
| 教師による児童・生徒への体罰 | 28.5 | 15.9 | 6.8 | 31.9 | 20.8 | 10.2 |
| 保護者によるしつけるための体罰 | 27.8 | 22.6 | 10.2 | 31.8 | 24.3 | 9.9 |
| 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける | 23.7 | 15.9 | 16.7 | 29.5 | 23.8 | 19.9 |
| 髪形や服装を定めた校則 | 6.7 | 5.6 | 8.4 | 6.1 | 4.9 | 7.0 |
| その他 | 1.3 | 2.2 | 1.1 | 0.6 | 1.0 | 1.1 |
| 特にない | 2.8 | 2.4 | 1.3 | 2.4 | 1.6 | 1.4 |
| わからない | 5.1 | 4.4 | 3.2 | 4.8 | 4.5 | 3.9 |

性別で見ると、男女ともに「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が最も高くなっている。また、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」や「児童買春や児童ポルノ等が存在する」などでは女性の割合が高く、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」「教師による児童・生徒への体罰」「保護者によるしつけるための体罰」の割合は男女ともに増加してきている。また、前回調査より、男女ともに「教師による児童・生徒への体罰」の割合が最も増加している。

表 4-4 子どもに関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

| | 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 |
|---|------|------|------|------|------|------|-------|
| インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける | 64.7 | 74.8 | 75.1 | 81.2 | 73.3 | 71.5 | 55.8 |
| 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為 | 64.7 | 64.3 | 71.6 | 61.3 | 69.4 | 66.8 | 53.5 |
| いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする | 35.3 | 46.1 | 50.3 | 55.9 | 61.2 | 59.5 | 55.1 |
| 児童買春や児童ポルノ等が存在する | 35.3 | 30.4 | 43.8 | 45.6 | 45.9 | 50.0 | 35.6 |
| 大人が子どもに自分の考え方を強制する | 35.3 | 45.2 | 45.0 | 34.9 | 32.4 | 30.4 | 22.7 |
| 教師による児童・生徒への体罰 | 52.9 | 26.1 | 30.8 | 27.2 | 27.0 | 36.6 | 29.3 |
| 保護者によるしつけるための体罰 | 35.3 | 23.5 | 34.9 | 29.9 | 33.8 | 37.2 | 21.0 |
| 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける | 41.2 | 23.5 | 28.4 | 23.8 | 21.4 | 33.8 | 26.5 |
| 髪形や服装を定めた校則 | 11.8 | 5.2 | 6.5 | 8.0 | 4.3 | 7.5 | 5.6 |
| その他 | 0.0 | 1.7 | 2.4 | 0.8 | 0.4 | 0.6 | 0.8 |
| 特にない | 0.0 | 0.0 | 1.8 | 1.1 | 2.5 | 3.4 | 4.0 |
| わからない | 11.8 | 3.5 | 1.8 | 4.2 | 3.2 | 4.2 | 8.8 |

年齢別でみると、10歳代では「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」と「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」が、そのほかの年齢層では「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が最も高くなっている。

また、20歳代から60歳代までの「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」や50歳代の「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が高い割合となっている。

表 4-5 子どもに関する人権上の問題点【職業別】 (%)

| | 農 林 漁 業 | 商 工 サ ー ビ ス 業 | 勤 め | 職 員 、 医 療 関 係 者 及 び 公 務 員 | 教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 公 務 員 | 自 由 業 、 そ の 他 有 職 | 家 事 専 業 | 生 徒 ・ 学 生 | 無 職 |
|---|------------------|---------------------------------|--------|---|--|---|------------------|-----------------------|--------|
| インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける | 58.7 | 76.4 | 74.1 | 81.1 | 60.9 | 70.9 | 62.5 | 61.7 | |
| 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為 | 50.5 | 65.4 | 61.6 | 76.4 | 60.9 | 66.5 | 62.5 | 59.4 | |
| いじめをしている人や、いじめられている人を見つめぬふりをする | 49.5 | 51.2 | 52.1 | 59.5 | 51.6 | 64.8 | 50.0 | 58.4 | |
| 児童買春や児童ポルノ等が存在する | 32.1 | 44.9 | 40.1 | 50.2 | 39.1 | 49.7 | 40.0 | 40.9 | |
| 大人が子どもに自分の考え方を強制する | 22.9 | 29.9 | 31.8 | 41.3 | 31.3 | 30.7 | 52.5 | 28.8 | |
| 教師による児童・生徒への体罰 | 23.9 | 29.1 | 24.1 | 33.2 | 21.9 | 36.9 | 37.5 | 35.7 | |
| 保護者によるしつけるための体罰 | 28.4 | 29.1 | 30.0 | 38.2 | 17.2 | 31.8 | 35.0 | 27.0 | |
| 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける | 18.3 | 22.8 | 20.5 | 31.3 | 26.6 | 35.8 | 27.5 | 30.6 | |
| 髪形や服装を定めた校則 | 5.5 | 8.7 | 5.7 | 3.5 | 6.3 | 4.5 | 15.0 | 8.2 | |
| その他 | 0.9 | 1.6 | 1.2 | 0.8 | 1.6 | 0.0 | 0.0 | 0.8 | |
| 特になし | 2.8 | 1.6 | 2.4 | 0.4 | 3.1 | 2.2 | 0.0 | 4.6 | |
| わからない | 7.3 | 4.7 | 3.8 | 1.9 | 4.7 | 3.9 | 7.5 | 7.7 | |

職業別でみると、『自由業、その他有職』と『生徒・学生』では「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」と「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」が、そのほかの職業では「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が最も高くなっている。

また、『商工サービス業』『勤め』『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』『家事専業』の「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」や『家事専業』の「いじめをしている人や、いじめられている人を見つめぬふりをする」が高い割合となっている。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<子どもに関する人権問題>

問7 あなたは、子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位3項目）

| | 平成29年10月 | （参考）平成24年8月 |
|----------------------|----------|-------------|
| ・いじめを受けること | 66.9% | 76.2% |
| ・虐待を受けること | 62.6% | 61.0% |
| ・いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする | 52.6% | 55.8% |

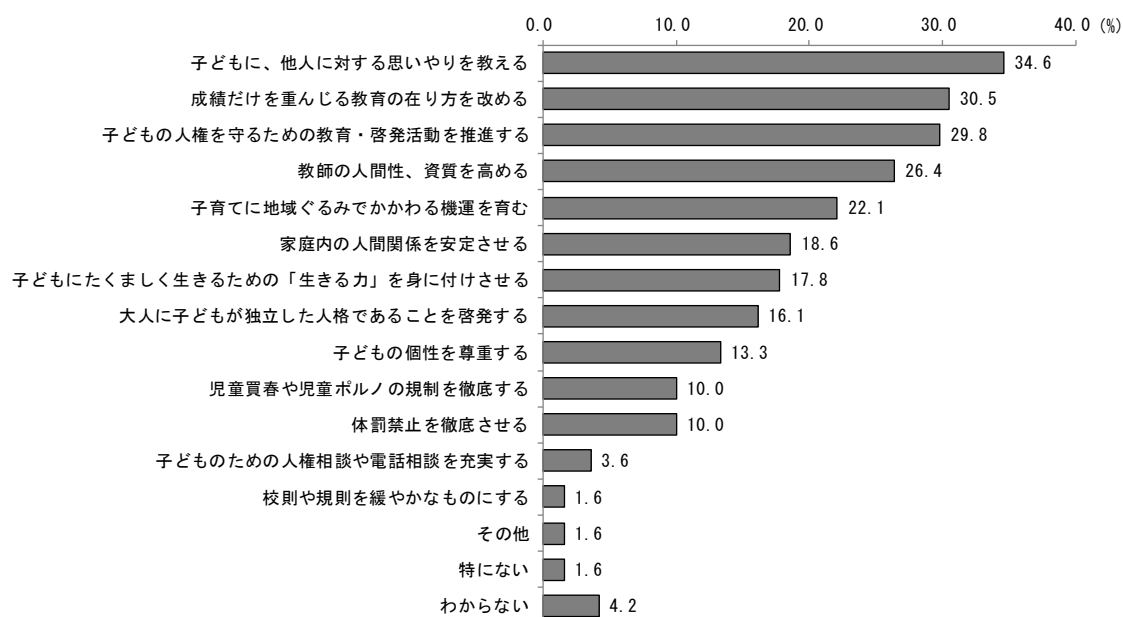
(2) 子どもの人権を守るために必要なこと

問4-2 あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 体罰禁止を徹底させる
3. 校則や規則を緩やかなものにする
4. 成績だけを重んじる教育の在り方を改める
5. 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する
6. 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
7. 教師の人間性、資質を高める
8. 家庭内の人間関係を安定させる
9. 子どもに、他人に対する思いやりを教える
10. 子どもの個性を尊重する
11. 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
12. 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
13. 子どものための人権相談や電話相談を充実する
14. その他（具体的に ）
15. 特にない
16. わからない

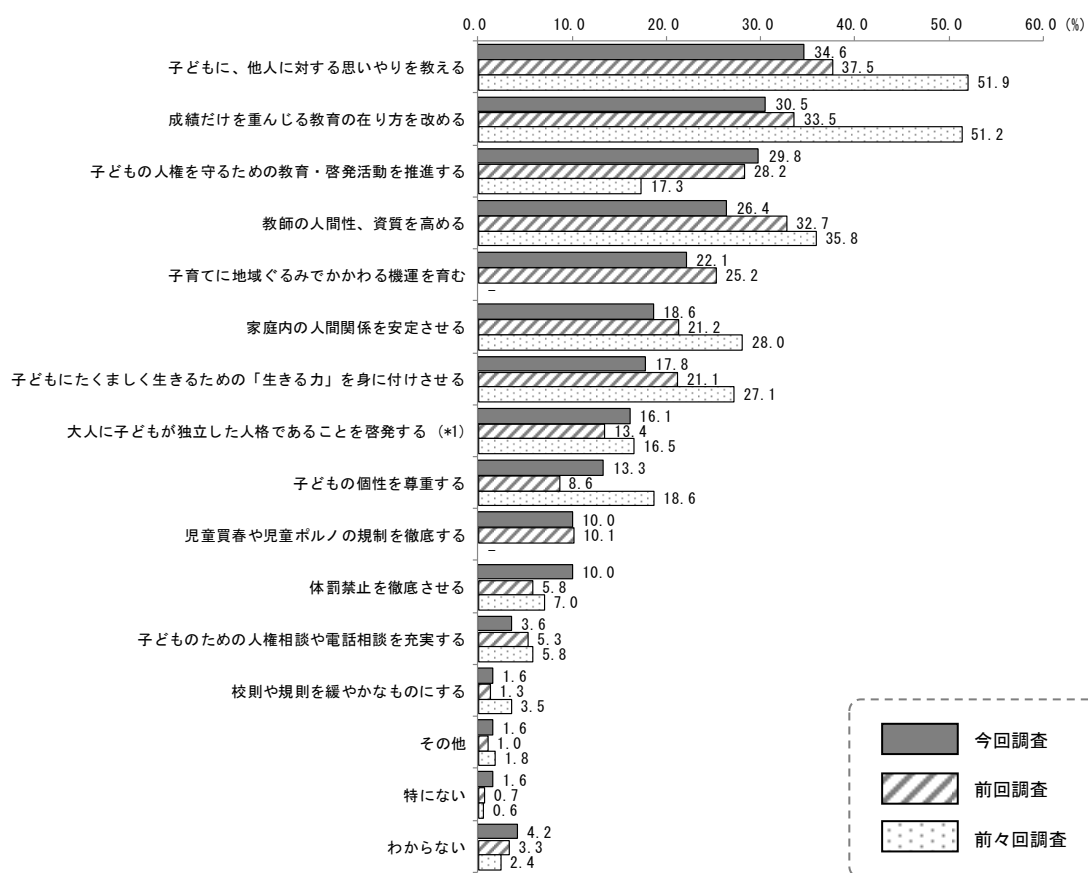
図 4-6 子どもの人権を守るために必要なこと (%)



子どもの人権を守るために必要なことについては、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」の割合が 34.6%で最も高く、次いで「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が 30.5%、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が 29.8%となっている。

「その他」の記述としては、「福祉事務所・児童相談所などの機能・権限の強化」「子どもへの虐待や犯罪の厳罰化」「スクールカウンセラーの常駐」「大人が正しく人権問題を理解し、子どものよき手本となる」などがあつた。

図 4-7 子どもの人権を守るために必要なこと (%) [過去調査との比較]



*1 「大人に子どもが独立した人格であることを啓発する」は、前々回調査「大人に子どもが独立した人格であることを教育する」との比較。

前回、前々回調査と比較すると、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合は増加してきており、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」「教師の人間性、資質を高める」は減少してきている。

表 4-8 子どもの人権を守るために必要なこと【性別】 (%)

| | 男性 | | | 女性 | | |
|-------------------------------|------|------|-------|------|------|-------|
| | 今回調査 | 前回調査 | 前々回調査 | 今回調査 | 前回調査 | 前々回調査 |
| 子どもに、他人に対する思いやりを教える | 33.4 | 36.4 | 53.2 | 35.7 | 39.1 | 50.8 |
| 成績だけを重んじる教育の在り方を改める | 30.9 | 34.5 | 53.0 | 30.1 | 33.2 | 50.3 |
| 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する | 33.4 | 34.7 | 20.5 | 27.1 | 24.0 | 14.7 |
| 教師の人間性、資質を高める | 26.3 | 36.2 | 33.7 | 26.2 | 30.9 | 37.7 |
| 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む | 23.9 | 22.9 | - | 20.7 | 26.9 | - |
| 家庭内の人間関係を安定させる | 17.0 | 20.2 | 27.3 | 19.9 | 22.7 | 28.8 |
| 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる | 15.3 | 19.3 | 25.2 | 19.9 | 23.0 | 28.5 |
| 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する | 14.4 | 11.6 | 16.5 | 17.7 | 15.2 | 16.7 |
| 子どもの個性を尊重する | 11.3 | 7.7 | 19.2 | 14.7 | 9.7 | 18.4 |
| 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する | 7.9 | 7.9 | - | 11.7 | 12.2 | - |
| 体罰禁止を徹底させる | 9.8 | 5.6 | 7.0 | 10.0 | 6.1 | 6.9 |
| 子どものための人権相談や電話相談を充実する | 4.2 | 5.1 | 5.8 | 3.0 | 5.6 | 5.8 |
| 校則や規則を緩やかなものにする | 1.6 | 1.5 | 4.6 | 1.6 | 1.1 | 2.7 |
| その他 | 2.1 | 1.7 | 0.7 | 1.1 | 0.5 | 0.9 |
| 特にない | 1.8 | 1.0 | 0.5 | 1.5 | 0.4 | 0.8 |
| わからない | 4.8 | 3.4 | 1.8 | 3.7 | 3.4 | 2.7 |

性別で見ると、女性では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」が、男性では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」と「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。また、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」や「家庭内の人間関係を安定させる」などでは女性の割合が高く、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、女性では「子どもの個性を尊重する」が、男性では「体罰禁止を徹底させる」が最も割合が増加している。

表 4-9 子どもの人権を守るために必要なこと【年齢別】

| | 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 |
|-------------------------------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 子どもに、他人に対する思いやりを教える | 29.4 | 32.2 | 39.1 | 38.7 | 33.1 | 34.1 | 32.8 |
| 成績だけを重んじる教育の在り方を改める | 17.6 | 25.2 | 20.7 | 28.7 | 28.5 | 38.0 | 32.6 |
| 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する | 29.4 | 27.0 | 22.5 | 26.1 | 30.2 | 30.7 | 35.4 |
| 教師の人間性、資質を高める | 11.8 | 17.4 | 16.0 | 27.2 | 28.8 | 33.5 | 25.0 |
| 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む | 0.0 | 23.5 | 26.0 | 21.8 | 20.6 | 23.5 | 21.2 |
| 家庭内の人間関係を安定させる | 5.9 | 32.2 | 23.7 | 18.0 | 22.1 | 16.2 | 13.4 |
| 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる | 17.6 | 14.8 | 19.5 | 21.5 | 17.4 | 17.6 | 16.2 |
| 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する | 17.6 | 23.5 | 24.3 | 16.1 | 14.9 | 18.4 | 9.6 |
| 子どもの個性を尊重する | 35.3 | 23.5 | 15.4 | 12.6 | 14.6 | 12.8 | 8.1 |
| 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する | 11.8 | 9.6 | 14.2 | 11.1 | 9.6 | 10.3 | 7.6 |
| 体罰禁止を徹底させる | 35.3 | 5.2 | 5.9 | 8.8 | 7.1 | 10.3 | 14.1 |
| 子どものための人権相談や電話相談を充実する | 5.9 | 2.6 | 3.6 | 3.8 | 3.9 | 5.3 | 1.8 |
| 校則や規則を緩やかなものにする | 0.0 | 1.7 | 0.6 | 1.5 | 1.1 | 1.7 | 2.3 |
| その他 | 0.0 | 3.5 | 3.0 | 2.7 | 2.5 | 0.0 | 0.5 |
| 特になし | 5.9 | 0.0 | 0.6 | 1.9 | 1.4 | 1.4 | 2.5 |
| わからない | 5.9 | 3.5 | 3.6 | 4.2 | 2.8 | 4.2 | 5.6 |

年齢別で見ると、10歳代では「子どもの個性を尊重する」と「体罰禁止を徹底させる」が、20歳代では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」と「家庭内の人間関係を安定させる」が、30歳代、40歳代、50歳代では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」が、60歳代では「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が、70歳以上では「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、60歳代の「子どもに、他人に対する思いやりを教える」と「教師の人間性、資質を高める」や70歳以上の「子どもに、他人に対する思いやりを教える」と「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が高い割合となっている。

表 4-10 子どもの人権を守るために必要なこと【職業別】

| | 農 林 漁 業 | サ ー ビ ス 業 | 商 工 業 | 勤 め | 職 員 、 医 療 関 係 者 及 び 公 務 員 | 教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 公 務 員 | そ の 他 有 職 | 自 由 業 、 家 事 専 業 | 生 徒 ・ 学 生 | 無 職 |
|-------------------------------|------------------|-----------------------|-------------|--------|---|--|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------|--------|
| 子どもに、他人に対する思いやりを教える | 35.8 | 34.6 | 37.3 | 29.7 | 37.5 | 39.1 | 25.0 | 33.4 | | |
| 成績だけを重んじる教育の在り方を改める | 31.2 | 43.3 | 27.6 | 26.3 | 34.4 | 29.6 | 22.5 | 32.6 | | |
| 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する | 33.9 | 26.8 | 25.9 | 32.8 | 29.7 | 31.8 | 30.0 | 31.6 | | |
| 教師の人間性、資質を高める | 32.1 | 37.0 | 27.4 | 19.3 | 23.4 | 26.8 | 12.5 | 26.5 | | |
| 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む | 22.0 | 23.6 | 21.7 | 27.0 | 17.2 | 19.0 | 20.0 | 21.9 | | |
| 家庭内の人間関係を安定させる | 19.3 | 8.7 | 25.2 | 23.9 | 15.6 | 18.4 | 12.5 | 12.3 | | |
| 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる | 19.3 | 18.9 | 16.7 | 19.3 | 17.2 | 20.7 | 20.0 | 15.9 | | |
| 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する | 14.7 | 15.0 | 14.4 | 22.4 | 18.8 | 17.3 | 25.0 | 13.4 | | |
| 子どもの個性を尊重する | 11.9 | 16.5 | 15.6 | 13.1 | 10.9 | 12.3 | 27.5 | 9.5 | | |
| 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する | 6.4 | 10.2 | 12.0 | 10.0 | 9.4 | 10.6 | 17.5 | 8.0 | | |
| 体罰禁止を徹底させる | 10.1 | 7.9 | 6.4 | 8.1 | 7.8 | 13.4 | 20.0 | 13.4 | | |
| 子どものための人権相談や電話相談を充実する | 1.8 | 3.9 | 3.8 | 4.2 | 4.7 | 2.8 | 2.5 | 3.6 | | |
| 校則や規則を緩やかなものにする | 0.9 | 0.8 | 1.7 | 1.2 | 3.1 | 1.1 | 0.0 | 2.3 | | |
| その他 | 1.8 | 2.4 | 1.2 | 3.5 | 1.6 | 1.1 | 0.0 | 0.8 | | |
| 特にない | 1.8 | 0.0 | 2.1 | 0.4 | 0.0 | 1.7 | 2.5 | 2.3 | | |
| わからない | 3.7 | 2.4 | 3.3 | 3.5 | 3.1 | 4.5 | 5.0 | 6.2 | | |

職業別でみると、『商工サービス業』では「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』と『生徒・学生』では「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が、そのほかの職業では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『農林漁業』の「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」、『商工サービス業』の「子どもに、他人に対する思いやりを教える」と「教師の人間性、資質を高める」、『自由業、その他有職』の「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が高い割合となっている。

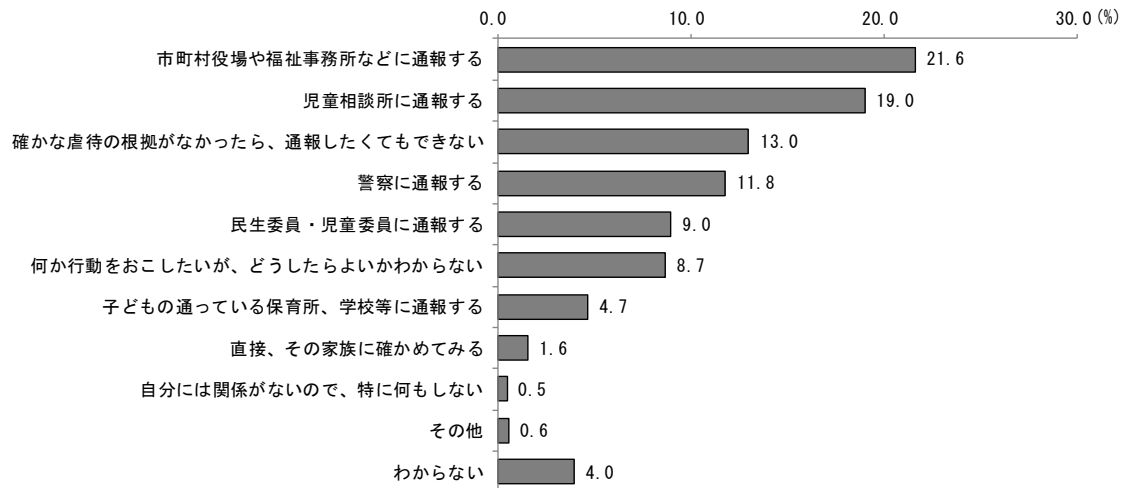
(3) 子どもが虐待されていると知った場合の対応

問4-3 近所の子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）あなたはどうしますか。

【○は1つだけ】

1. 市町村役場や福祉事務所などに通報する
2. 児童相談所に通報する
3. 警察に通報する
4. 民生委員・児童委員に通報する
5. 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
6. 直接、その家族に確かめてみる
7. 何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない
8. 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
9. 自分には関係がないので、特に何もしない
10. その他（具体的に ）
11. わからない

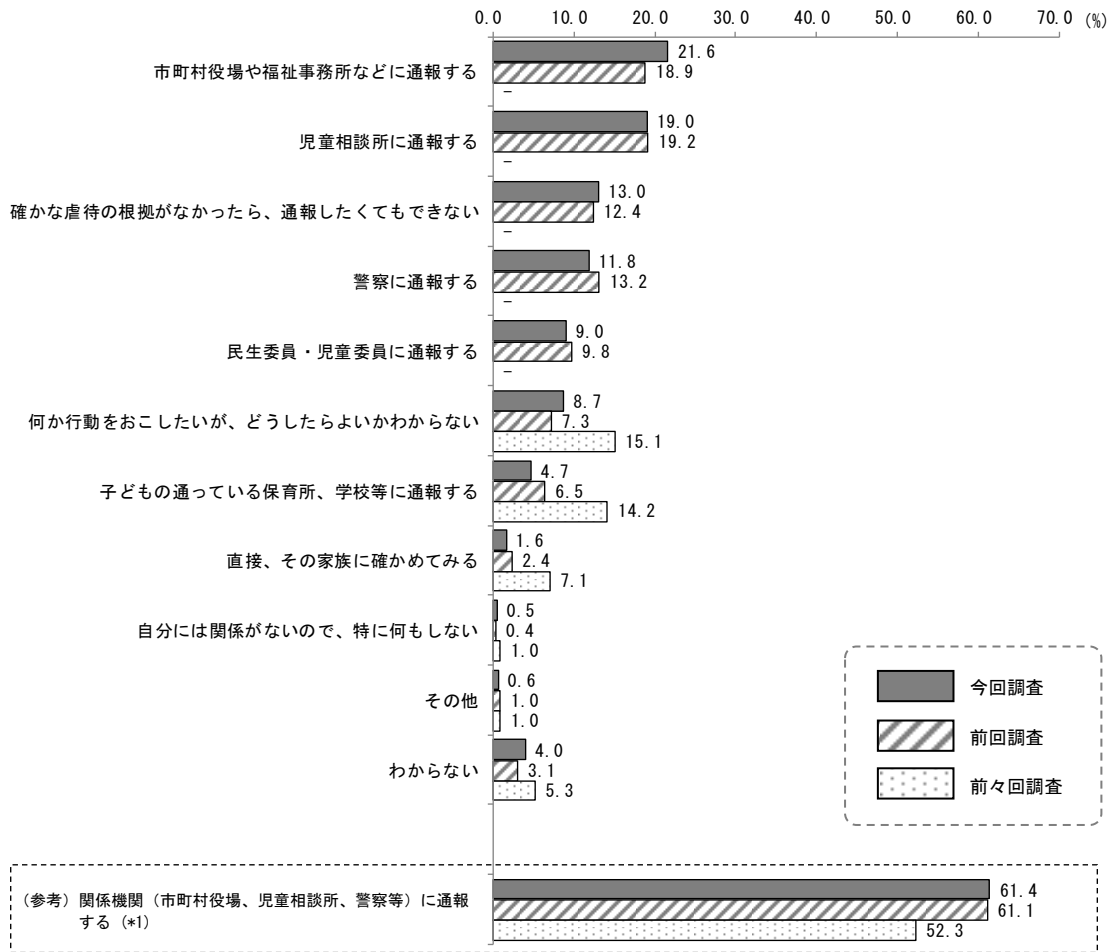
図4-11 子どもが虐待されていると知った場合の対応（％）



子どもが虐待されていると知った場合の対応については、「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が21.6%で最も高く、次いで「児童相談所に通報する」が19.0%、「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」が13.0%となっている。

「その他」の記述としては、「近所の人に相談する」「家族に報告する」「親から逆恨みされそうで児童相談所への通報は躊躇する」などがあつた。

図 4-12 子どもが虐待されていると知った場合の対応 (%) [過去調査との比較]



*1 「市町村役場や福祉事務所などに通報する」、「児童相談所に通報する」、「警察に通報する」、「民生委員・児童委員に通報する」を合計したものと、前々回調査「児童相談所や福祉事務所、警察、民生・児童委員などに連絡する」との比較。

前回、前々回調査と比較すると、「(参考) 関係機関 (市町村役場、児童相談所、警察等) に通報する」の割合は増加してきており、「子どもの通っている保育所、学校等に通報する」や「直接、その家族に確かめてみる」は減少してきている。

表 4-13 子どもが虐待されていると知った場合の対応【性別】 (%)

| | 男性 | | | 女性 | | |
|------------------------------------|------|------|-------|------|------|-------|
| | 今回調査 | 前回調査 | 前々回調査 | 今回調査 | 前回調査 | 前々回調査 |
| 市町村役場や福祉事務所などに通報する | 21.2 | 21.2 | - | 21.7 | 17.2 | - |
| 児童相談所に通報する | 18.0 | 17.4 | - | 20.0 | 21.2 | - |
| 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない | 12.0 | 9.9 | - | 13.8 | 14.8 | - |
| 警察に通報する | 13.2 | 16.6 | - | 10.7 | 10.7 | - |
| 民生委員・児童委員に通報する | 7.9 | 8.7 | - | 9.8 | 10.9 | - |
| 何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない | 8.8 | 6.5 | 12.6 | 8.7 | 8.2 | 17.0 |
| 子どもの通っている保育所、学校等に通報する | 4.1 | 7.0 | 13.0 | 5.2 | 6.0 | 15.2 |
| 直接、その家族に確かめてみる | 2.3 | 3.1 | 9.9 | 1.0 | 2.0 | 5.1 |
| 自分には関係がないので、特に何もしない | 0.8 | 0.7 | 1.0 | 0.2 | 0.3 | 0.8 |
| その他 | 0.3 | 0.9 | 0.7 | 0.8 | 1.1 | 1.2 |
| わからない | 5.4 | 2.9 | 5.7 | 2.9 | 3.4 | 4.6 |
| (参考) 関係機関（市町村役場、児童相談所、警察等）に通報する | 60.3 | 63.9 | 53.0 | 62.2 | 60.0 | 51.9 |

性別で見ると、男女ともに「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が最も高くなっている。また、「児童相談所に通報する」や「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」などでは女性の割合が高く、「警察に通報する」や「直接、その家族に確かめてみる」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「(参考) 関係機関（市町村役場、児童相談所、警察等）に通報する」の割合は女性では増加してきている。一方、男性では前々回調査より増加しているが、前回調査よりは減少している。

また、前回調査より、女性では「市町村役場や福祉事務所などに通報する」が、男性では「何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない」が最も割合が増加している。

表 4-14 子どもが虐待されていると知った場合の対応【年齢別】 (%)

| | 1 0 歳 代 | 2 0 歳 代 | 3 0 歳 代 | 4 0 歳 代 | 5 0 歳 代 | 6 0 歳 代 | 7 0 歳 以上 |
|----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 市町村役場や福祉事務所などに通報する | 0.0 | 13.0 | 17.8 | 20.3 | 19.2 | 27.7 | 23.2 |
| 児童相談所に通報する | 29.4 | 29.6 | 27.2 | 24.9 | 17.4 | 14.0 | 14.1 |
| 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない | 23.5 | 17.4 | 16.6 | 15.7 | 13.5 | 13.1 | 7.6 |
| 警察に通報する | 0.0 | 8.7 | 11.2 | 11.1 | 14.9 | 11.2 | 12.6 |
| 民生委員・児童委員に通報する | 5.9 | 2.6 | 3.6 | 2.3 | 7.1 | 11.5 | 16.7 |
| 何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない | 11.8 | 13.0 | 9.5 | 8.4 | 10.7 | 10.1 | 4.5 |
| 子どもの通っている保育所、学校等に通報する | 0.0 | 5.2 | 5.3 | 5.4 | 6.0 | 3.6 | 4.0 |
| 直接、その家族に確かめてみる | 0.0 | 0.0 | 1.8 | 0.8 | 3.2 | 1.4 | 1.5 |
| 自分には関係がないので、特に何もしない | 5.9 | 1.7 | 0.6 | 0.8 | 0.0 | 0.0 | 0.5 |
| その他 | 0.0 | 1.7 | 0.6 | 1.1 | 0.7 | 0.3 | 0.0 |
| わからない | 17.6 | 3.5 | 3.0 | 4.6 | 2.8 | 2.8 | 5.6 |

年齢別で見ると、40歳代以下の年齢層では「児童相談所に通報する」が、50歳代以上の年齢層では「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が最も高くなっている。

また、「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」の割合は若い年齢層ほど高くなっている。

表 4-15 子どもが虐待されていると知った場合の対応【職業別】 (%)

| | 農 林 漁 業 | サ ー ビ ス 業 | 商 工 業 | 勤 め | 職 員 、 公 務 員 及 び | 医 療 ・ 福 祉 ・ 社 員 及 び | 教 育 ・ 福 祉 ・ 公 務 員 及 び | そ の 他 有 職 | 自 由 業 、 其 他 有 職 | 家 事 専 業 | 生 徒 ・ 学 生 | 無 職 |
|----------------------------|------------------|-----------------------|-------------|--------|--------------------------------------|--|---|-----------------------|--------------------------------------|------------------|-----------------------|--------|
| 市町村役場や福祉事務所などに通報する | 19.3 | 21.3 | 19.6 | 25.1 | 25.1 | 21.9 | 21.2 | 7.5 | 23.4 | | | |
| 児童相談所に通報する | 13.8 | 18.1 | 18.4 | 25.1 | 25.0 | 19.0 | 35.0 | 15.4 | | | | |
| 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない | 10.1 | 14.2 | 15.6 | 11.6 | 4.7 | 17.3 | 15.0 | 10.5 | | | | |
| 警察に通報する | 10.1 | 12.6 | 13.9 | 11.2 | 14.1 | 7.8 | 7.5 | 12.6 | | | | |
| 民生委員・児童委員に通報する | 22.9 | 7.9 | 5.2 | 4.2 | 9.4 | 14.0 | 2.5 | 10.8 | | | | |
| 何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない | 5.5 | 11.8 | 12.7 | 6.9 | 4.7 | 7.3 | 15.0 | 6.2 | | | | |
| 子どもの通っている保育所、学校等に通報する | 5.5 | 2.4 | 5.2 | 6.2 | 6.3 | 5.0 | 0.0 | 3.6 | | | | |
| 直接、その家族に確かめてみる | 4.6 | 2.4 | 1.7 | 0.4 | 4.7 | 1.1 | 0.0 | 0.8 | | | | |
| 自分には関係がないので、特に何もしない | 0.9 | 0.0 | 0.7 | 0.0 | 0.0 | 0.6 | 5.0 | 0.3 | | | | |
| その他 | 0.9 | 0.0 | 0.7 | 1.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | | | |
| わからない | 1.8 | 2.4 | 3.1 | 1.9 | 4.7 | 2.8 | 7.5 | 7.7 | | | | |

職業別でみると、『農林漁業』では「民生委員・児童委員に通報する」が、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』では「市町村役場や福祉事務所などに通報する」と「児童相談所に通報する」が、『自由業、その他有職』と『生徒・学生』では「児童相談所に通報する」が、そのほかの職業では「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」では『勤め』『家事専業』『生徒・学生』が高い割合となっている。